

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター
介護老人保健施設

指定管理者公募要項

令和3年5月

横浜市医療局病院経営本部

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター(以下「センター」という。)は、脳卒中・神経疾患・脊椎脊髄疾患・膝関節疾患・リハビリテーションの専門病院として地域包括ケアシステムへの支援など、在宅での生活への復帰支援を行っており、附置施設として介護の必要な方に対し、看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練その他のサービスを提供する介護老人保健施設を平成11年8月に設置し、平成19年4月から指定管理者による運営を行っています。

この介護老人保健施設について、令和4年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

2 公募の概要

(1) 対象施設

【名称】

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設（以下、随時「介護老人保健施設」と略します。）

【施設の詳細】

開設年月日：平成11年8月1日

所在地：横浜市磯子区滝頭一丁目2番1号

定員：入所80人

1人室	2人室	4人室	計
8室	4室	16室	28室

通所33人

サービス内容：介護保健施設サービス（施設入所）

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

通所リハビリテーション（デイケア）

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション

構造及び施設面積：鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て

延べ床面積3,413㎡（うち専有面積3,026㎡）

※センター全体38,737㎡

駐車場：介護老人保健施設へ来所する利用者等は、センターの駐車場を利用できます。

（有料）

(2) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）

(3) 指定管理者の公募及び選定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市病院事業の経営する病院条例」に基づき設置される「横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、応募者の提出書類及び面接審査等に基づく審査を実施し、応募者の中から介護老人保健施設の設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を選定します。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、横浜市ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市医療局病院経営本部病院経営課

電話 045 (671) 4825 Fax 045 (664) 3851

E-mail by-keiei@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

具体的には、別添「業務の基準」に基づき実施します。

(1) 施設の運営に関する業務

- ア 介護老人保健施設の運営
- イ 連絡協議会及び連絡調整会議
- ウ 相談・情報提供等の実施
- エ 緊急時の対応

(2) 施設の維持管理に関する業務

- ア 施設・設備機器保守管理業務
- イ 清掃業務
- ウ 什器備品等の管理業務
- エ 保安警備業務

(3) その他の業務

- ア 事業計画書・事業報告書の作成
- イ 自己評価
- ウ 安全管理に関する取組
- エ 個人情報取り扱い、情報公開に関する業務
- オ 市が実施する業務への協力
- カ その他横浜市病院事業管理者が定める業務

4 事業収支に関する事項

介護保険法に基づいて運営を行い、これに伴う介護報酬及び利用料金の両方を指定管理者の収入とすることができます。

(1) 指定管理者負担金

指定管理者は、同種・同規模の建物の標準的な減価償却費相当額及び土地貸付料相当額について、次の金額を最低金額として市に支払うことを想定しています。

具体的な指定管理者負担金の金額については、事業計画書において提案してください。

最低金額 年額15,500,000円（消費税及び地方消費税抜き）

(2) 指定管理者負担金の支払時期等

指定管理者負担金の支払時期や方法は、市と指定管理者で協議のうえ、協定において定めます。

(3) 収入として見込まれるもの

ア 介護報酬等

(ア) 介護報酬保険者負担額

(イ) 介護報酬利用者負担額

(ウ) 横浜市病院事業の経営する病院条例及び横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程に定める使用料又は手数料相当額

※利用料金等は、指定管理者が病院事業管理者の承認を得て定めるものとします。

【参考1】

横浜市病院事業の経営する病院条例（抜粋）

(利用料金)

第11条 横浜市立みなと赤十字病院及び老健施設を利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

(略)

3 前2項に定めるもののほか、老健施設を利用する者は、次に掲げる額の利用料金を納付しなければならない。

(1) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション又は同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション(以下「通所リハビリテーション等」という。)を受ける場合は、同法の規定により定められた通所リハビリテーション等に係る費用の額

(2) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第28項に規定する介護保健施設サービス又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護(以下「短期入所療養介護等」という。)を受ける場合は、同法の規定により定められた短期入所療養介護等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費又は滞在費の基準費用額の範囲内で指定管理者が病院事業管理者の承認を得て定める額

【参考2】令和3年4月現在 現指定管理者による利用料金等

区 分			金額	
特別室料 (税抜)	1人室 (8室)	1日	4,000円	
文書料 (税抜)	自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する診断書その他記載事項がこれらに類するもの	1通	5,000円	
	医師の診断を必要とする証明書		2,500円	
	領収書再発行手数料等		1,000円	
食費及び居住費又は滞在費	介護老人保健施設における食費（短期入所療養介護、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護を受ける者）	朝食1回	384円	
		昼食1回	504円	
		夕食1回	504円	
	介護老人保健施設における居住費又は滞在費	個室1日	1,668円	
		多床室1日	377円	
食費等	食費	通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションを受ける者	昼食1回	504円
	おやつ代	通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションを受ける者	1日	110円
		短期入所療養介護、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護を受ける者	1日	165円
	日常生活用品費及び教養娯楽費	通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションを受ける者	1日	150円
		短期入所療養介護、介護保健施設サービス又は介護予防短期入所療養介護を受ける者	1日	150円
その他	横浜市病院事業管理者が定める額			

イ その他

行政財産の目的外使用に伴う収入

(4) 共通経費等負担金

合築施設のため、光熱水費、共用する施設・設備及び介護老人保健施設の専有施設・設備の一部の管理運営については、センターが一括して契約し、負担金を支払う方法によります。

なお、介護老人保健施設の専有施設・設備（上記の一部の専有施設・設備を除く。）においても、センターと合わせて管理したほうが効率的な場合は、センターと協議の上、センターが一括して契約し、負担金を支払う方法も可能です。

(5) 修繕等の対応

施設・設備・備品等の小破修繕については、1件あたり100万円（税抜き）以下の範囲内で、指定管理者が負担します。

ただし、本施設及び施設に設置している横浜市所有の設備の更新については、横浜市病院

事業管理者と指定管理者が協議し、横浜市病院事業会計の予算の範囲で老朽化等の状況を考慮し順次更新を行います。

(6) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。なお、管理上の瑕疵により生じるリスクについては、別表にかかわらず指定管理者の負担とします。

＜リスク分担に対する基本的考え方＞

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更(介護報酬単価の改定を含む)			○
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
税制変更	消費税(地方消費税を含む)率等の変更		○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	事業所税率等の変更		○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	一件あたり 100 万円(税抜き)以下		○	
業務水準不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症の流行等

(7) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
- (ウ) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- (エ) 介護保険法（令和 9 年法律 123 号）
- (オ) 横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年月 27 日条例第 60 号）
- (カ) 横浜市病院事業の経営する病院条例（令和 12 年 3 月 27 日条例第 29 号）
- (キ) 個人情報保護に関する法律（令和 15 年法律第 57 号）
- (ク) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 17 年 2 月条例第 6 号）
- (ケ) 横浜市暴力団排除条例（令和 23 年 12 月条例第 51 号）
- (コ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (サ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (シ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (ス) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（令和 25 年法律第 65 号）

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市病院事業管理者に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務とします。

第三者評価は、横浜市健康福祉局が指定した評価機関による福祉サービス第三者評価を受審し、評価結果を公表するとともに、改善に取り組むものとします。

なお、受審時期は、指定期間の 2 年目又は 3 年目のいずれかのうち横浜市病院事業管理者との協議により定める時期を原則とします（受審に伴う費用は指定管理者

の負担となります。) 。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市病院事業管理者は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市病院事業管理者は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成 12 年 2 月横浜市条例第 2 号）の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、行政文書開示請求等に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- ①指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ②施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市病院事業管理者へ報告しなければなりません。
- ③指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠

償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するもの
とします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市病院事業管理者
を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体
制を整え、横浜市病院事業管理者に適切に報告することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に介護老人保健施設を利用している利用者の継続利
用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指
定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市病院事業管理者は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取
り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定
管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑か
つ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引
継ぎを行うものとします。

②当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市病院事業管理者及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由
により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するも
のとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合
については、横浜市病院事業管理者と指定管理者は誠意を持って協議するものとしま
す。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財
政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、横浜市病院事業管
理者に報告します。確認及び報告は、市が策定している「維持保全の手引き」及び
「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(コ) 災害等発生時の対応

介護老人保健施設は、現段階では本市防災計画等に福祉避難所としての位置づけ
があり、横浜市磯子区との間に「災害時等における在宅要援護者のための特別避難
場所の協力に関する協定」を締結しています。の状況によっては、随時、施設に協
力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(サ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(シ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、毎年、指定管理者が横浜市病院事業管理者へ行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行(平成24年4月1日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行うものとします。

(セ) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成22年4月1日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(ソ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体(共同事業体においては各構成団体)について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(タ) ウェブサイトについて

a 最低限掲載すべき情報

指定管理者が施設のウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) 施設の事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016の適合レベルAA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(チ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

(ツ) センター等との連携

管理運営にあたっては、センターとの連携に努めるとともに、地域連携に積極的に取り組むよう努めるものとします。

(テ) 管理口座等

経費及び収入は、法人の口座とは別の口座で管理し、会計上も区分して経理を行ってください。

(ト) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ナ) その他

その他、記載のない事項については、横浜市病院事業管理者と協議を行うこととします。

5 公募及び選定に関する事項

■公募に関する情報は、ホームページにおいて、随時提供します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/shiteikanri/syousai/boshu.joho.html>

横浜市ホームページ「次期指定管理者の募集情報」

■質問等は、Eメールで受付します。

E-mail：by-keiei@city.yokohama.jp

(1) 公募及び選定等のスケジュール

指定管理者の募集及び選定スケジュールは、次のとおりを予定しています。

項 目	時 期
ア 公募開始（公募要項公表）	令和3年5月24日
イ 施設説明動画をホームページに掲載	令和3年5月26日頃
ウ 質問書の受付	令和3年5月24日～6月15日
エ 質問書への回答	令和3年6月22日まで
オ 応募書類の受付	令和3年6月23日～6月30日
カ 選定委員会	令和3年7月13日・7月15日
キ 選定結果の通知及び公表	令和3年7月下旬
ク 市会での指定管理者の指定議案の議決	令和3年9月～10月
ケ （議決後）指定管理者と基本協定締結	令和3年11月上旬
コ 指定管理者による管理開始	令和4年4月1日

※ このスケジュールは、選定の状況等により変更となる場合があります。

(2) 公募手続きについて

ア 公募要項等の公開

令和3年5月24日(月)10時から、公募要項、業務の基準、事業計画書その他提出書類の様式等を、市のホームページからダウンロードできます。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/shiteikanri/syousai/boshujoho.html>

(横浜市ホームページ「次期指定管理者の募集情報」で検索)

イ 公募説明会及び施設見学会

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から公募説明会及び施設見学会は行いません。施設の内覧については上記ホームページに掲載する動画を参照してください。

ウ 質問書の受付

公募要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：令和3年5月24日(月)から6月15日(火)17時まで

(イ) 受付方法：質問書(様式12)をEメールで提出してください。着信確認後、受取った旨をEメールで返信します。電話での問合せには応じられませんのでご了承願います。

エ 質問書の回答

質問に対する回答は、原則として令和3年6月22日(火)までに、ホームページに掲載します。

オ 応募書類の受付

(ア) 応募書類：「5(4)応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間：令和3年6月23日(水)から30日(水) 8時45分から17時まで
※土、日を除く。

(ウ) 受付方法：横浜市医療局病院経営本部病院経営課までご持参、または記録が残る送付方法(簡易書留等)でご提出ください(受付期間内必着)。

※送付先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 医療局病院経営本部病院経営課

※持参の場合は、横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所17階

医療局病院経営本部病院経営課 までお越しください。

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市病院事業管理者が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計3名までの出席をお願いします。

なお、応募が6者以上の場合は、提出書類による一次審査で候補5者以内を選定し、

一次審査で選定された応募者について面接審査を行う二段階選抜により選定を行います。
面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

選定委員会による審査及び横浜市病院事業管理者による選定後、横浜市の議決を経て横浜市病院事業管理者が指定の通知を行うことにより、介護老人保健施設の指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定委員会（敬称略、五十音順）

氏名	備考
荒井 章代	横浜市民生委員児童委員協議会
小川 憲章	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事
櫻山 加奈子	特別民間法人 日本公認会計士協会 神奈川県会
◎ 渋谷 明隆	学校法人 北里研究所 常任理事
中島 礼子	社団法人 神奈川県社会福祉士会 横浜支部幹事
○ 花井 恵子	公益社団法人 神奈川県看護協会会長

※ ◎は委員長 ○は副委員長

ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

評価項目	内容	配点		
		評定点 (a)	比重 (b)	配点 (a×b)
1 基本的な事項				20
(1) 施設の運営に関する基本的な考え方	利用者・家族等へのサービス提供など施設の管理運営についての理念、基本的な考え方	5	1	5
(2) 地域との連携に関する考え方と取組	在宅療養・在宅医療推進についての地域との連携に対する考え方と取組	5	1	5
(3) センターとの連携に関する考え方と取組	センターの附置施設としての役割・機能に関する考え方と取組	5	1	5
(4) 市内法人又は市内に介護老人保健施設を有しているか	・市内事業者の優先 ・地域事情を踏まえた事業実績を考慮	5	1	5
2 事業計画				50
(1) 利用者サービス・業務水準の向上、職員の確保及び育成、外部を含む介護者の教育等の事業計画	・医療、介護水準向上のための取組 ・利用者の要望・苦情への対応など満足度向上のための取組 ・個人情報保護、情報公開、人権尊重への取組 ・必要な資格を有する職員の確保、必要な職員数の確保、責	5	3	15

	任者の配置 ・職員の育成計画 ・外部からの人材・学生など実習受入等の取組み ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の具体的な取組			
(2) 防災に対する取組、事故防止体制・緊急時の対応	・医療事故等の防止、医療・介護の安全性の確保 ・緊急時の対応、防災・防犯体制についての具体的計画	5	2	10
(3) 指定期間中の収支計画	・令和4年度から8年度までの指定管理業務に関する収支計画等 ・施設の維持保全の計画	5	2	10
(4) 指定管理者負担金の提案内容	・提案した事業計画や収支計画との整合性等	5	3	15
3 事業実績				30
(1) 応募者が運営する介護老人保健施設の運営実績について	・応募者が運営する介護老人保健施設の運営実績等 ・過去5年間に官公署等から改善指導等を受けていないか。	5	3	15
(2) 財務経営状況について	・資産、負債、資本の状況等 ・経営状況等	5	3	15
合 計				100

なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準 60 点に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

オ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、市のホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後、ホームページ等で公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/shiteikanri/syousai/boshujoho.html>

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者を指定します。（令和3年9月～10月予定）

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、原本を1部、写しを10部提出してください。なお、写しの書類のうち9部はファイル綴りとし、1部についてはファイルやステープラー

等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 指定申請書（横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程第10号様式）

イ 事業計画書（様式1）、指定期間中の収支計画（様式2）

※団体名は3ケタの任意の数字に置き換え、団体名を伏せて作成してください。

ウ 指定管理者負担金提案書（様式3）

※団体名は3ケタの任意の数字に置き換え、団体名を伏せて作成してください。

エ 介護老人保健施設運営の実績報告書（様式4）

※法人が運営している介護老人保健施設のうち1施設の損益計算書（提出する施設については、市内に施設を有する場合は市内のものを、市内に施設が無い場合は県内のものを、県内に施設がない場合は運営する介護老人保健施設のうちのいずれか。）を添付してください。

※団体名は3ケタの任意の数字に置き換え、団体名を伏せて作成してください。

オ 団体の概要（様式5）※事業内容のパンフレットなどがあれば添付してください。

カ 申請団体役員名簿（様式6）

※エクセルファイル（データ）も提出してください。

キ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式7）

ク 定款、規約その他これらに類する書類

ケ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

サ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においてはこれらに類する書類

シ 税務署発行の納税証明書「その3の3」（直近3か年の事業年度の法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書になります。）

ス 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式8）：現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）

セ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9）：公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。

ソ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

タ 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

※加入の必要がないため、ソ・タ・チのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式10）を提出してください。

ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

テ 直近に受審した介護老人保健施設の福祉サービス第三者評価の結果

※ その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法令の定めにより介護老人保健施設を開設できる者で、介護老人保健施設の運営実績を有する者。（以下「団体」という）

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（令和23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済でないこと

(ケ) 介護老人保健施設の運営に必要な、介護保険法に基づく事業者としての資格を有していないこと

ウ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

エ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

オ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。

カ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

キ 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

(ア) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(イ) 選定委員会の面接審査への出席

ク 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

①エ～キの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合

②応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

ケ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

コ 応募書類の開示

指定管理者・指定候補者の応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

サ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。

その際には、「辞退届（様式 11）」を提出してください。

シ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ス 提出書類の取扱い・著作権

団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

横浜市が提示する平面図等の著作権は横浜市及び設計者に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、横浜市病院事業管理者は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、共通経費等負担金等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス 市に支払うべき負担金に関する事項
- セ リスク分担に関する事項
- ソ その他必要な事項

(3) 準備業務及び業務の引き継ぎ

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。

なお、引継ぎにかかる経費については、原則として横浜市は負担しません。

(4) 指定候補者の変更

横浜市病院事業管理者は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出することがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管

理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ① 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- ② 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ③ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- ④ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- ⑤ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ⑥ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- ⑦ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ⑨ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- ⑩ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- ⑪ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- ⑫ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

なお、指定管理者が本市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。

◆ 問合せ先 ◆

横浜市 医療局 病院経営本部 病院経営課
TEL 045-671-4825 FAX 045-664-3851
E-mail by-keiei@city.yokohama.jp